

荒尾市民病院建設整備基本・実施・造成設計業務

公募型プロポーザル方式 資格審査（質問・回答）

質問番号	質問箇所	質問事項
1	資格審査 提出様式 等作成要 領 (様式 3A)	<p>書類審査提出様式等作成要領 2. (4) に様式 3 A、3 B に記載する業務実績は 5 件以内とありますが、一方で主要業務 1 件、同種業務 2 件以内とあります。主要・同種実績合計 3 件記載し、残り 2 件分の業務実績の条件は定められてないということでしょうか。</p> <p>また、主要業務・同種主要業務の条件に該当する他の業務実績を残り 2 件として記載しても宜しいのでしょうか。</p>
回答 1		<p>様式 3 A 及び 3 B につきましては、総括責任者及び主任技術者の経験を確認するためのものです。そのため、業務実績欄の記載については、作成要領 2 (3) に規定のウ→イ→アの順（アピールをしたい順番）に 5 件以内で記載していただくことを想定しています。</p> <p>その結果として、様式 3 A 及び 3 B において記載した総括責任者又は主任技術者の業務実績が全て「同種主要業務実績（上記ウ又はイに該当するもの）」となった場合、様式 6 から様式 1 1 までについては、B 様式（同種主要業務実績に使用いただく様式）だけを 2 件以内で提出いただくこととなります。よって、このような場合には、A 様式は提出いただく必要がありません。</p> <p>なお、様式 6 から様式 1 1 までの B 様式については、様式のタイトルを「同種業務実績」としてありますが、これは「同種主要業務実績」の誤りですので、「同種主要業務実績」と読み替えていただきますようお願いいたします。</p>

2	資格審査 提出様式 等作成要 領 (様式5A) (様式5B)	様式5-Aには事務所の主要実績、様式5-Bには同種実績をそれぞれ1件作成するということが正しいでしょうか。
回答2		<p>作成要領に一部誤りがありましたので、次のように訂正いたします。</p> <p>作成要領2（3） 誤：「事務所の主要業務、(中略)、同種主要業務実績については実績件数（うち1件は様式5Aも作成）を全て記載すること。（以下略） 正：「事務所の主要業務、(中略)、同種主要業務実績については実績件数（うち1件は様式5Bも作成）を全て記載すること。（以下略）」</p> <p>様式2につきましては、事業者の経験を確認するためのものです。そのため、業務実績欄の記載については、作成要領2（3）に規定のウ→イ→アの順（アピールをしたい順番）に記載していただくことを想定しています。また、ウ及びイに該当する案件は全て記載いただくこととなります。</p> <p>お尋ねの様式5につきましては、様式2に記載いただいた同種主要業務のうち、最初に記載いただいた業務1件分だけについて、様式5Bを作成していただくことを想定しております。様式5Aは使用しませんのでお詫びして訂正します。</p> <p>また、様式5Bについては、様式のタイトルを「事務所の同種業務実績」としてありますが、これは「事務所の同種主要業務実績」の誤りですので、「同種主要業務実績」と読み替えてくださいますようお願いいたします。</p>

3	実施要領 P 5 5. (1)	評価点において、資格審査・一次審査・二次審査を、其々の得点で審査特定するのでしょうか。それとも総合点で評価特定決定するのでしょうか。
回答 3		最優秀提案事業者の選定は、資格審査、一次審査の内容を加味した二次審査の得点によって特定します。
4	実施要領 P 6 5. (2)	評価点は審査項目と配点の記載がありませんが、明記は可能でしょうか。
回答 4		評価点の審査項目については、実施要領 10 (2) の通りです。配点については一次審査時に評価委員会で決定します。
5	実施要領 P 8 8. (1)	提出部数 10 部はパンフレット同様、登記簿謄本、定款、納税証明、資格者証の写しも同様と考えて宜しいでしょうか。
回答 5		お見込みのとおりです。 なお、登記簿謄本については、原本を 1 部提出し、残り 9 部は写しを提出することは構いません。